



全壊家屋及び宅地内の土砂混じりがれき等の撤去の 受付開始について

全壊した家屋及び宅地内の土砂混じりがれきの撤去に係る電話での受付窓口を8月2日(木)から開設します。

○申込・お問い合わせ

家屋・がれき撤去班(本庁舎7階) 25-5715

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を含む。)

全壊家屋及び土砂混じりがれき撤去事業の概要

平成30年7月5日からの豪雨に伴う土石流や河川の氾濫により全壊した家屋及び宅地内に流入した土砂混じりのがれきのうち、次の要件を満たすものは、民有地内であっても、市が撤去します。

・家屋

り災証明で全壊の認定を受けたもの
被災前に住んでいた家屋であること

・土砂混じりがれき

人力等では撤去や運搬が困難なもの

被災前に住んでいた家屋が建っていた土地に堆積しているもの

※土砂混じりがれきとは、土砂、流木、岩石、家財などが混ざり合った状態のものをいいます。

※家の中の土砂混じりがれきについては、家の外に出しておいてください。

○撤去の進め方について

皆様の要望を踏まえて、具体的な撤去作業の手順等を検討するため、現地調査を行います。

現地調査の結果、撤去可能な箇所から、順次、作業に着手していきませんが、申込みをいただいてから着手までお時間をいただくこととなります。

○業者に費用を払って撤去されている場合

市が撤去を始める前に、全壊した家屋や宅地内に堆積した土砂混じりのがれきをご本人が業者に費用を払って撤去されている場合でも、上記の要件を満たしている場合は、必要と認められる経費について、市が費用を負担する場合があります。

その場合、次の書類を準備の上、ご相談ください。

・り災証明書

・撤去費用の領収書

・経費の内訳が分かるもの(請求内訳書など)

・撤去前・撤去後の写真

・業者が作成した家屋の解体証明書(家屋撤去の場合のみ)

・家屋等の登記事項証明書(固定資産税課税の場合は固定資産証明書でも可)

※添付書類は、他の資料でも代用できる場合がありますので、ご相談ください。